

女性活躍推進法に基づく情報公表

令和5年4月1日現在

項目	正規職員		
採用した労働者に占める女性労働者の割合 ※採用月：令和5年4月	事務職	100%	
	相談職	100%	
労働者に占める女性労働者の割合	事務職	59%	
	介護職	77%	
	相談職	86%	
係長にある者に占める女性労働者の割合		66%	
管理職(所長以上)に占める女性労働者の割合		65%	
男女別の育児休業取得率 ※対象職員：令和4年4月1日から令和5年3月31日までに子が生まれた職員		(男性)	(女性)
	事務職	0%	—%
	介護職	100%	—%
	相談職	—%	100%

男女の賃金の差異

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	90.5%
正規雇用労働者	91.9%
非正規雇用労働者	109.0%
<p>対象期間：令和4年度</p> <p>賃 金：基本給、超勤手当、通勤手当等の各種手当及び賞与を含み、退職手当等は除く。</p> <p>正規雇用労働者：期間の定めがないフルタイム労働者。</p> <p>非正規雇用労働者：パートタイム労働者及び有期雇用労働者。</p> <p>※なお、パートタイム労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（1,944時間/年）をもとに人員数の換算を行っている。</p>	